



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 165 2016年11月17日

インドネシア:新商標法の施行

インドネシアにおける商標法の改正につきましては [2014年7月3日のパットワールド](#)でお知らせしましたが、インドネシア議会は2016年10月27日に新商標法案を承認し、[2016年11月26日](#)に施行されます。新商標法はインドネシアにおける商標の登録、保護及び権利行使に関して多数の重要な改正を行っています。以下は改正の要点です。

- * 異議申立に関して、2ヶ月の公告はこれまで実体審査後になされたが、実体審査前に公告される。方式審査を通過した全ての商標はその後直ちに公告に付され、実体審査後の公告はない。
- * これまでは登録商標のみ譲渡できたが、出願商標も譲渡できるようになる。
- * 更新出願は更新期限前6ヶ月間又は更新期限後(罰金を納付して)6ヶ月間申請できる。
- * 立体商標、音商標及びホログラムを含む非伝統的商標が採択された。
- * 商標侵害の刑事罰が重くなった。

新商標法の詳細な分析は追ってお知らせします。

(出典:Tilleke & Gibbins)